

有害鳥獣における対応マニュアル

令和元年12月

(令和4年4月一部改定)

(令和6年1月一部改定)

大津町

目次

1	目的	1
2	対応マニュアルの対象とする有害鳥獣と地域	1
3	有害鳥獣の生息・出没状況及び予想される被害	1～2
4	有害鳥獣の出没情報の収集・分析・管理	2
5	有害鳥獣の出没情報に関する通報・連絡	2～3
6	有害鳥獣の出没状況に応じた対応レベル	4
7	有害鳥獣に対応する関係機関とその役割分担	4～5
8	対応レベルごとに関係機関が行う具体的対応	5～9
9	対応の検証と対応マニュアルの見直し	9

参考資料

【資料1】	有害鳥獣対応に係る連絡表	10
【資料2】	有害鳥獣対応に係る連絡体制図	11
【資料3】	有害鳥獣対応にかかる緊急連絡網	12
【資料4】	有害鳥獣対応にかかる報告書	13
【資料5】	大津町防災無線マニュアル	14～18

1 目的

最近、イノシシ等の有害鳥獣が住宅街や学校、公園、それらに近接する農地等に頻繁に出没し、不安を感じた町民からの通報が数多く寄せられており、今後、人身被害などの事故も懸念される。

そのような状況を踏まえ、行政や警察等の関係機関や大津町有害鳥獣捕獲隊の関連団体（以下「関係機関」という。）が連携して、町民から有害鳥獣を目撃したとの通報を入手してから迅速かつ適切に対応し、被害発生を未然に防止するため、連絡体制や出没状況に応じた対応方法や関係機関の役割等を定めた「有害鳥獣における対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を策定する。

2 対応マニュアルの対象とする有害鳥獣及び対応地域

(1) 野生動物

この対応マニュアルの対象とする野生動物は「イノシシ」、「ニホンザル」、「ニホンジカ」（以下「有害鳥獣」という。）とする。

(2) 対応地域

この対応マニュアルでは有害鳥獣が出没した際に対応する地域は、住宅街、商工業地域、市街地、学校、公園等の公共施設及びそれらに近接する河川や農地等でイノシシ等が日常的に出没しない場所（以下「住宅地等」という。）とする。

3 有害鳥獣の生息、出没状況及び予想される被害

(1) イノシシ

大津町では、イノシシは南部で外牧地区から岩坂地区の山間部、中部で高尾野地区山間部、北部で真木・古城地区から矢護川地区及び護川地区で生息しているが、これらの地域に近接する農地の農作物を食害している。

イノシシが住宅地等に出没することで予想される被害は、衝突等による人や車両の被害であるが、オスの成獣は下あごに鋭利な牙をもつため、人身被害で重篤な負傷を負う場合がある。

(2) ニホンジカ

大津町では、ニホンジカは南部で外牧地区から岩坂・中島地区の山間部、中部で高尾野地区山間部、北部で真木・古城地区で多数確認されており、これらの地域に近接する農地の農作物だけでなく、山林でも樹皮や苗木の被害も頻発している状況である。

(3) ニホンザル

大津町では、瀬田・平川地区で群れが発生している。また、大規模山林

開発等の工事で元々の住処を追われたニホンザルの群れが高尾野地区や吹田団地、美咲野地区まで南下してきて多数目撃されている。

ニホンザルが住宅地等に出没することで予想される被害は、飛びかかりや噛みつき等による人的被害や農作物の食害、人家への侵入等である。

4 有害鳥獣の出没情報の収集・分析・管理

有害鳥獣が住宅地等に出没した場合、町民や各関係機関から多くの情報が寄せられる。その情報は、一時的なものから継続的なもの、重複したものなど幅広い内容となる。

このような多様な情報を関係機関で有効に共有し、迅速な対応をとるためには、情報を一元的に収集・分析・管理し、関係機関や町民に対して的確に提供を行う必要がある。

このため、情報を受けた関係機関は、速やかに大津町役場農政課（以下「農政課」という。）に、その情報の内容を整理して提供することとする。

5 有害鳥獣の出没情報に関する通報・連絡

(1) 連絡方法

①電話番号：096-293-3116

②ファクシミリ番号：096-293-5757

※資料1の様式

③電子メールアドレス：nousei@town.ozu.kumamoto.jp

④有害鳥獣被害・目撃報告フォーム：下記QRコードより



(2) 連絡内容

項 目	主 な 内 容
通報者	住所、氏名、電話番号
目撃日時	目撃した日時
目撃場所	目撃した住所等
目撃個体の種類、状況等	種類、頭数、大きさ、性別、移動方向、興奮状態か否か等
被害の状況	負傷者や事故車両の有無及び被害状況
捕獲の状況	捕獲の有無
関係機関への連絡の有無	県、町、警察署、大津町有害鳥獣捕獲隊等への連絡の有無
その他	その他の情報

6 有害鳥獣の出没状況に応じた対応レベル

(1) 対応レベル

有害鳥獣の出没による危険性や出没地域住民の生活への影響、対応の効率性等を考慮して、有害鳥獣の出没状況を踏まえた対応を行うため、出没場所や被害の状況、種類、頭数、有害鳥獣の性別、移動先等に応じて表-2 に示す3段階の対応レベルを設ける。

表-2 有害鳥獣の対応レベル

監視レベル	有害鳥獣の出没等の情報はあがるが、人身被害が発生する恐れが低い場合
	(例)・住宅地等に単発的に出没する場合 ・1時間以上前に見かけた場合等
警戒レベル	有害鳥獣の出没等の情報が数多くあり、人身被害の発生する恐れが高い場合
	(例)・住居地等に連日又は頻繁に有害鳥獣が出没する場合
緊急出動レベル	人身被害の発生するおそれが非常に高く、緊急的な対応が必要な場合
	(例)・有害鳥獣が住宅地や施設等に侵入、又は立て籠もった場合 ・有害鳥獣が人を攻撃し人的被害が予想される場合

(2) 対応レベルの決定

農政課は、有害鳥獣の出没情報を入手した後、速やかにあらかじめ指定した職員による現場急行班、連絡調整班を発足させる。通報内容には不確実な内容を含むものも多いことから連絡調整班は通報者に対して「連絡表」で通報のあった内容について再度確認を行う。農政課長は連絡調整班が確認した出没情報を精査し対応レベルを決定する。

7 有害鳥獣に対応する関係機関とその役割分担

関係機関は、常に有害鳥獣が出没した場合の自らの役割を確認し、緊急連絡網や町民等への注意喚起のためのチラシ等の必要な資料を準備しておくこととする。関係機関及び具体的な役割は表-3 のとおりである。

表-3 関係機関とその役割分担

関係機関名		役割分担
大津町	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応の総括 ・ 情報収集・分析・管理及び情報提供 ・ 対応レベル、対応内容の決定 ・ 関係機関への対応依頼 ・ 町民の安全確保 ・ 捕獲・有害鳥獣出没時の初動対応 ・ 出没現場での対応等に係る法的手続
	関係各課 (防災交通課 学校教育課 子育て支援課 環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣出没時の初動対応 ・ 出没現場での対応 ・ 関連施設等への注意喚起、安全確保
大津警察署生活安全課		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の安全確保 ・ 町への助言 ・ 追い払い及び捕獲
熊本県県北広域本部林務課		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県関係施設の安全確保 ・ 町への助言 ・ 緊急捕獲に際し、関係機関と協議
大津町有害鳥獣捕獲隊		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の安全確保 ・ 追い払い及び捕獲

8 対応レベルごとに関係機関が行う具体的対応

農政課は、対応レベルの決定後、速やかに関係機関に対して対応レベル及び出没情報、依頼する具体的な対応内容を通知する。併せて、町民等への情報提供を行う。

関係機関は、速やかに対応が取れるようあらかじめ担当者を定めて対応レベルごとの具体的な対応内容の把握等に努める。

各対応レベルにおける具体的な対応内容は次ページのとおりとする。

なお、各関係機関は農政課の要請に基づき対応することとする。

(1) 監視レベル

対応方針：出沒状況の入手と情報共有に努めながら、必要に応じて周辺住民等への注意喚起を行う。

表-4 監視レベルにおける関係機関の具体的な対応

農政課	連絡調整班 <ul style="list-style-type: none">・ 出沒等の情報を収集、必要に応じて通報者へ確認・ 収集した出沒等の情報を精査し、警戒レベルへ移行する可能性がある場合は各関係機関へ情報提供・ ホームページ及び、大津町役場内ネットワークへ随時情報共有・ 必要に応じてチラシ配布、町内放送等の依頼・ 必要に応じて地域住民(区長)に対して電話等での注意喚起 現場急行班 <ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じて現地確認を行い巡回パトロール等の対策を実施
関係各課	<ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じて地域住民への注意喚起（チラシ配布、町内放送等）・ 関連施設等への注意喚起、安全確保
大津警察署	<ul style="list-style-type: none">・ 必要に応じて現地確認を行い巡回パトロール等の対策を実施・ 必要に応じて周辺住民、近隣学校等に対して注意喚起
熊本県県北広域本部林務課	<ul style="list-style-type: none">・ 県関係各課、関係施設に対して注意喚起・ 必要に応じて町へ助言等
大津町有害鳥獣捕獲隊	<ul style="list-style-type: none">・ 現場出動・調査・ 追い払い・捕獲の検討

(2) 警戒レベル

対応方針：周辺住民等への注意喚起を徹底し、有害鳥獣の追い払い又は罠による捕獲を実施する。

表-5 警戒レベルにおける関係機関の具体的な対応

農政課	<p>連絡調整班</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出没等の情報を収集・ 収集した出没等の情報を精査し各関係機関へ情報提供・ ホームページ及び、大津町役場内ネットワークへ随時情報共有・ チラシ配布、町内放送等依頼・ 地域住民(区長)へ電話等での注意喚起 <p>現場急行班</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現地確認を行い、監視・追跡を強化し追い払い又はわなによる捕獲を実施・ 現地確認の結果、有害鳥獣の誘因となっている収穫残さや生ゴミ、菜園等がある場合には、自治会や所有者等に撤去又は防護を指導
関係各課	<ul style="list-style-type: none">・ 広報車及びチラシ配布、町内放送等による地域住民への注意喚起・ 関連施設等への注意喚起、安全確保
大津警察署	<ul style="list-style-type: none">・ 出没等の情報を基に現場出動し周辺を巡回パトロール・ 周辺住民に対して注意喚起を行う
熊本県県北広域本部 林務課	<ul style="list-style-type: none">・ 県関係各課、関係施設に対して注意喚起・ 必要に応じて町へ助言等
大津町有害鳥獣捕獲隊	<ul style="list-style-type: none">・ 現場出動・有害鳥獣の出没状況等の調査・ 必要に応じて追い払い・わなによる捕獲の実施

(3) 緊急出動レベル

対応方針：周辺住民等への注意喚起を徹底し、追い払い又は緊急捕獲を実施する。

表-6 出動レベルにおける関係機関の具体的な対応

農政課	<p>連絡調整班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ及び、大津町役場内ネットワークへ随時情報提供を行い、各関係機関へ協力を依頼 ・ 有害鳥獣の緊急捕獲時に有害鳥獣捕獲許可証の申請・許可 <p>現場急行班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出没場所及び周辺のパトロールを強化し有害鳥獣の追い払い、追跡・監視を実施 ・ 大津警察署、大津町有害鳥獣捕獲隊と連携し追い払いを実施。常に追い払う方向（森林、河川等）を明らかにし、有害鳥獣の逃げ場を確保した上で組織的に追い払いを行うことが重要。追い払う方向に学校や幼稚園、関係施設等がないことを十分認識し、適切な方向とすること ・ 追い払いが困難な場合には、警察署・熊本県県北広域本部林務課・大津町有害鳥獣駆除隊と銃による緊急捕獲を協議し、産業振興部長へ報告
関係各課	<p>農政課の業務を支援。支援内容は次の通り</p> <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の安全確保 (注意喚起、住民の避難誘導、交通整理(迂回路の案内等)) ・ 出没個体の監視・追跡 ・ 追い払い ・ 緊急捕獲の補助 ・ 関連施設等への注意喚起、安全確保
大津警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没場所及び周辺のパトロールを強化し有害鳥獣の追い払い監視を行うとともに周辺住民への注意喚起を徹底 ・ 農政課が追い払いを実施する場合には、支援するとともに現場周辺の退避、交通整理を行うなど、不測の事態に備えて安全確保を徹底 ・ 追い払いが困難な場合には、熊本県県北広域本部林務課、大津町有害鳥獣駆除隊・農林係と銃による緊急捕獲を協議 ・ 猟銃を使用した駆除の実施時の使用許可

熊本県県北広域本部 林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県関係各課、関係施設に対して注意喚起の実施 ・ 緊急捕獲に際し、関係機関と協議 ・ 必要に応じて町へ助言等
大津町有害鳥獣捕獲隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払いの実施 ・ 追い払い困難な場合は、大津警察署・熊本県県北広域本部 林務課・農林係と銃による緊急捕獲を協議し、捕獲を実施

9 対応の検証と対応マニュアルの見直し

(1) 対応の検証

農政課は、有害鳥獣の住宅地等への出没対応について、出没状況、対応レベル、対応状況、課題等をまとめた「有害鳥獣に係る報告書」（資料4）を作成する。

対応マニュアルの見直し

農政課は、有害鳥獣の住宅地等への出没状況の変化や関係機関の組織見直し等により、必要に応じて関係機関の意見や提案を踏まえてイノシシ等出没対応報告書の検証や他の自治体の対応事例等を参考により実効性のある対応がとれるよう対応マニュアルの見直しを適宜行うこととする。

【資料1】

有害鳥獣対応に係る連絡表

連絡表

新規 継続 終了

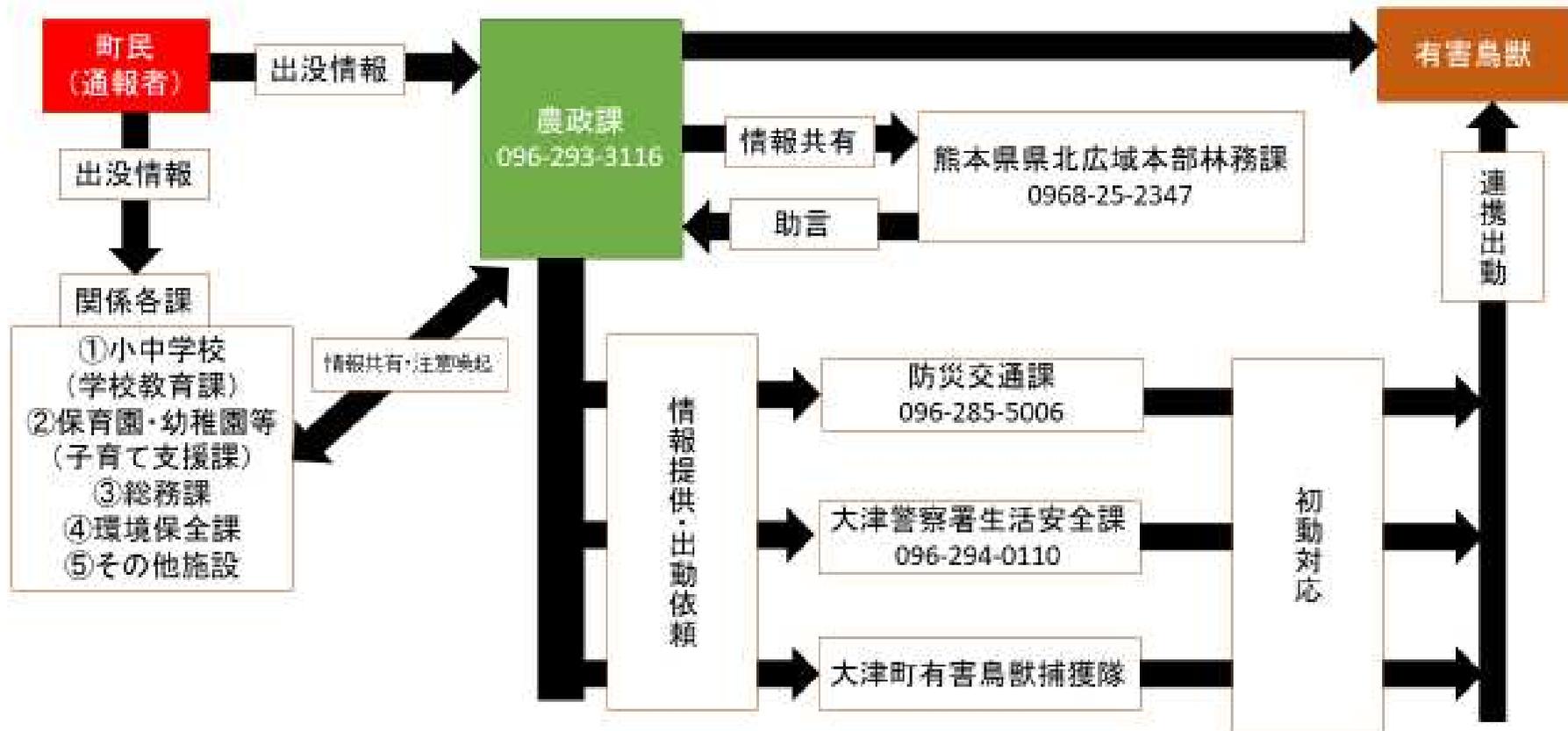
送信先 大津町役場農政課 宛 Fax 096-293-5757

年 月 日 AM・PM 時 分

対応者 所属名： 職名： 氏名：

項目		内容		
通報者	住所			
	氏名	男・女		
	電話番号	() -		
目撃日時		年 月 日() 午前・午後 時 分頃		
目撃場所	住所			
	場所	<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他		
目撃個体の種類	種類・頭数	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンザル <input type="checkbox"/> ニホンジカ	頭数	頭
	大きさ	<input type="checkbox"/> 幼獣 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型		
	性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 不明		
目撃の状況 (移動方向、興奮状態か否か等)				
被害の状況	人身被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有[内容：]		
	その他の被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有[内容：]		
捕獲の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
関係機関への連絡	防災交通課	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	関係各課	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	大津警察署	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	熊本県北広域本部林務課	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	大津町有害鳥獣捕獲隊	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
その他の情報				

【資料2】 有害鳥獣対応に係る連絡体制図
出動レベル



【資料3】

有害鳥獣対応に係る緊急連絡網

緊急連絡先一覧表(熊本県・警察署・大津町・猟友会)			
	関係機関	電話番号	備考
熊本県	熊本県県北広域本部林務課	0968-25-2347	
警 察	大津警察署生活安全課	096-294-0110	
大津町	農政課	096-293-3116	
	防災交通課	096-285-5006	
	環境保全課	096-293-3113	
	学校教育課	096-293-3349	※教育施設関係に 周知
	子育て支援課	096-293-5981	同 上
	総務課	096-293-3111	
大津町有害鳥獣 捕獲隊			※農政課より連絡

【資料4】

作成： 年 月 日 氏名： _____

部長	次長	課長	係	合議

有害鳥獣に係る報告書

1 日 時	
2 対象鳥獣	
3 頭数・性別	
3 場 所	
4 相手先	
5 対応者・人数	
6 出没状況	
7 対応レベル	<input type="checkbox"/> 監視レベル <input type="checkbox"/> 警戒レベル <input type="checkbox"/> 出動レベル
8 対応状況	
9 その他	

※裏面等地図添付